

議案第2号

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）から（4）まで 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）から（4）まで 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。